

令和 7 年度足立区ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により足立区（以下「区」という。）へ寄附を行った区外在住者に対して、お礼の意味を含めた商品やサービスを進呈することにより、区の魅力発信、産業振興、観光促進の充実を図るため、寄附者への返礼品を提供する事業者を募集する。

2 応募事業者の要件

返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- （１）各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- （２）原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人・団体・個人事業主であること。
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業又はこれらに類する営業を行っていないこと。
- （４）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- （５）自己又は自己の役員その他自己の経営に実質的に関与する者が、足立区暴力団排除条例（平成 24 年 10 月 25 日条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- （６）原則として、インターネット通信及び電子メールを使用できる環境を有していること。
- （７）寄附者へ返礼品を直接発送することが可能であること。
- （８）寄附者（ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）を介する場合を含む。）による返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）、返礼品の提供に関する損害賠償請求等に対する適切な対応及び区に対する返礼品の品質保証が可能であること。

3 返礼品について

(1) 採用要件

返礼品は、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、詳細要件については、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当するものとする。

ア 区の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

イ 区内で生産されているもの、製造・加工その他の工程のうち主要な部分が区内で行われているもの、主要な部分に区内の原材料を使用しているもの、製品に係る企画立案等を行い製品の価値（価格）の過半が区内で生じていることについての証明がされているもの又は、区内で提供されるサービスのいずれかに該当すること。

ウ 当該商品の提供可能期間、数量その他の性質に照らし、適切な品質及び数量の安定供給が見込めるものであること。

エ 飲食物については、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。

オ 食品の製造、加工及び販売を行う場合は、別紙【食品を提供する事業者の皆様へ】を確認し、提供する返礼品についての食品衛生法に基づく営業許可や届出が行われていること。

また、食品の産地名を適正に表示し、足立区が必要と認めるときは、実地調査を含めた調査の協力に応じること。

カ 宿泊を伴う体験型サービスについては、宿泊及び体験型サービスのいずれもが区内で提供されるものであること。

また、利用にあたっての予約方法が確立しており、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券等の発送完了後、一定期間利用可能なものであること。（ただし、日時指定のものはこの限りでない。）

尚、都道府県をまたいで複数の宿泊施設を展開している場合、都内展開の宿泊施設に限る。

※ 但し、1人1泊5万円以下の宿泊であるものは除く。

キ エステ及びそれに類するもの、マッサージ及びそれに類する返礼品でないこと。

ク 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。

(ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、マイル、通信料等）

※ 利用券等で、その対象が平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の範囲内にある商品やサービスに限定されているものは除く（区内店舗でのみ利用できる食事券等）。

(イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

(2) 返礼品の転売対策

施設や体験型サービスの利用券等を発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。

(3) 返礼品の提供価格

提供事業者が区に対して請求する返礼品の提供価格（以下「返礼品の提供価格」という。）は、サービス料、諸税、送料、梱包費用、その他事務経費を含むものとする。

(4) 費用負担について

返礼品に係る費用は、区が負担する。提供事業者からの発送月毎の請求に基づき、原則として発注月の翌月末までに提供事業者が指定する口座に「4 中間事業者との契約について」に記載する中間事業者から振り込むものとする。

(5) 返礼品の提供価格区分及び必要寄附額

寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の提供価格に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を原則とし、区が定める。

なお、応募に必要な返礼品提案書（様式2）へ記載する送料について配送地区により送料が異なる場合は、近畿圏（関西圏）への送料を記載すること。

(6) 返礼品の品目数の調整等

1事業者あたりの応募品目数は原則10品目まで（それ以上の場合は応相談）。返礼品の色のみが違う品については1品目として数えないが、数量や重量などが異なる品については、1品目と数えるものとする。

【例】ランドセルを返礼品として申請する場合

(1品目として数える例)

- ・ 提供価格やサイズなどは同一仕様で、色のみが異なる仕様のランドセル

(別品目として数える例)

- ・ 材質が異なる仕様のランドセル
- ・ 提供価格が異なる仕様のランドセル
- ・ サイズや重量が異なる仕様のランドセル

その他の場合など、上記例による取扱いをもとに検討し、区が判断する。なお、複数の関係事業者を取りまとめて提案を行う場合はこの限りではない。

(7) 返礼品の発送及び再送

ア 提供事業者は、区からの発注後原則として1か月以内に、寄附者が指定する送付先に対し、区が指定した返礼品を送付すること。ただし、返礼品が受注生産品や季節限定品である場合は発送可能となったときから遅滞なく送付することとし、寄附者が受け取り日を指定できる場合は当該指定された日に到着するよう発送すること。

イ 提供事業者は、原則、配送状況を確認できる配送サービスを利用すること。

ウ 提供事業者は、商品の発送に当たって、送料に影響がない範囲で自社商品のカタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。

エ 提供事業者は、区より区のPRのためのリーフレット等の同梱依頼を受けた場合は、これに協力すること。

オ 返礼品の返品対応、回収又は再配送を行った場合の費用は、提供事業者の負担とするが、寄附者都合の場合などは、再配送の前に中間事業者と協議し、区がその費用負担について決定する。

(8) 代替返礼品等に関する事前協議

区及び提供事業者は、材料の高騰、イベントや体験型サービス等の延期又は中止、提供事業者の破産、天候不順その他の登録後の事情により返礼品の送付に支障が生じた場合の代替返礼品の確保、送付その他寄附者対応について、あらかじめ協議を行う。

(9) その他

ア 応募事業者は、応募の際に審査及びポータルサイト掲載等のために必要とする商品の概要・特長を説明した書類と宣材画像（1品につき10点まで。）等について、データを提出すること。なお、提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けること。

イ 提供事業者から提供を受けた返礼品の画像、商品名、事業者名等について、区は、ポータルサイトに掲載することができる。また、区が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に同情報や画像を提供できるものとする。

ウ 提供事業者は、登録後、当該商品について、足立区ふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭やホームページ等でPRすることができる。

エ 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告は行わないものとする。

※ 例として、ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品を強調して掲載する場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合など。

オ 区及び中間事業者の求めに応じて、提供事業者や返礼品に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細、返礼品についての特長等）を提供すること。

カ 提供事業者から提供を受けた返礼品の画像等は、合理的な範囲内において、区及び中間事業者が補正・加工・デザイン等を加え、ポータルサイトの掲載や区の広報活動で使うことがある。

4 中間事業者との契約について

区では、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を委託している。

返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の間接事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

間接事業者

事業者名：株式会社 三洋堂

住 所：東京都港区新橋一丁目18番14号

代表者名：代表取締役社長 丸山 剛

5 応募方法

(1) 受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで（郵送の場合は必着。）

(2) 提出書類

ア 足立区ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式1）

イ 返礼品提案書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 商品の概要・特長を説明した書類及び宣材画像（1品につき10点まで。）等

オ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料

(3) 提出方法

「9 申込先・問い合わせ先」（1）まで、原則として電子メールによる書類提出とする。

メール件名：「【提供事業者名】返礼品提供事業者提案書等提出」

※ 件名の先頭に、提供事業者名を入れること。

誓約書（様式3）はPDFデータに変換して提出すること。

郵送の場合は、宣材画像等をCD等の外部記憶媒体に記録して提出すること。

6 返礼品の選定方法

上記２に定める要件を満たす応募事業者が提出した上記５に定める提出書類に基づき、上記３（１）に定める返礼品の採用要件を全て満たすものの中から、総合的に判断して、区が提供事業者・返礼品等を決定する。なお、返礼品の基準適合性については、別途区が総務省に対して確認申請を行う。

選定結果については順次応募事業者に対し個別に通知する。

７ 登録期間及び登録内容の変更、廃止について

- （１）提供事業者及び返礼品の登録有効期限は、令和８年３月３１日までとする。登録満了日までに登録辞退の申し出がない場合は、原則として自動継続するものとする。

※ 区の選定基準を満たした商品・サービスのみ随時登録

- （２）登録内容に変更があった場合や登録申請を取り下げる場合は、中間事業者に対し、足立区ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書（様式第４号）を速やかに提出すること。
- （３）提供事業者やその返礼品の登録を継続することが難しいと区が判断した場合は、登録を廃止することがある。
- （４）その他必要に応じて、区及び中間事業者は、返礼品の提供に関する条件について提供事業者と見直しの協議を行うことがある。

８ その他留意事項

- （１）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守すること。
- （２）提供事業者は、提供事業者として登録されている期間のみならず、登録期間終了後においても、ふるさと納税返礼品提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。）及びふるさと納税返礼品提供に係る業務で知り得た個人情報を、返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。
- （３）登録後に上記２及び３（１）に定める要件等を満たしていないことが判明した場合や、区が当該商品を返礼品として取り扱うことに支障が生じると判断した場合は、返礼品としての取り扱いを終了することがある。
- （４）返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情や補償等に関しては、区は一切責任を負わない。提供事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、寄附者から苦情があった場合及び寄附者へ補償した場合にはその内容について速やかに中間事業者へ報告すること。

- (5) 提供する返礼品が複数の事業者の商品をセット化したものである場合、区は、セット化した商品の一つの返礼品として取り扱うとともに、当該セット化した商品の取りまとめ事業者に対してのみ返礼品の発注及び返礼品に係る支払いを行うものとする。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、区と協議のうえ解決するものとする。

9 申込先・問い合わせ先

(1) 返礼品・返礼品提供事業者についての申込先

足立区ふるさと納税サポート室（中間事業者 株式会社 三洋堂）

住 所：〒105-0004 東京都港区新橋一丁目18番14号 9F

ふるさと応援事業部

電 話：03-3593-3410

メール：furusato-item@sanyodo-net.co.jp

(2) 問合せ先

ア 返礼品・返礼品提供事業者について

足立区ふるさと納税サポート室（中間事業者 株式会社 三洋堂）

住 所：〒105-0004 東京都港区新橋一丁目18番14号 9F

ふるさと応援事業部

電 話：03-3593-3410

メール：furusato-item@sanyodo-net.co.jp

イ 区のふるさと納税制度について

足立区 政策経営部 シティプロモーション課 調整係

住 所：〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電 話：03-3880-5803

メール：adafuru@city.adachi.tokyo.jp